

第十二部

第一回 参議院 鉱工業委員会 會議 録 第十号

付託事件

○石炭生産確保に関する陳情(第二十号)

○自轉車の價格改訂に関する陳情(第三十四号)

○石炭増産運動に関する陳情(第四十四号)

○炭鉱國家管理反対に関する陳情(第七号)

○亞炭採掘中止に関する請願(第六十七号)

○炭鉱國家管理に関する陳情(第七十四号)

○炭鉱國家管理反対に関する陳情(第八十三号)

○石炭政策審議會設置に関する陳情(第九十五号)

○炭鉱國家管理反対に関する陳情(第二百四十九号)

○炭鉱國家管理反対に関する陳情(第二百五十六号)

○臨時石炭炭業管理法(案内閣送付)

○亞炭採掘中止に関する陳情(第三百五十号)

○北海道における家庭越冬用燃料の價格に関する請願(第二百三十三号)

昭和二十二年十月三日(金曜日)午後一時四十七分開会

臨時石炭炭業管理法案

本日の會議に付した事件

○委員長(稻垣平太郎君) それではこれから本日の委員會を開会いたしたいと存じます。前回の委員會におきまして、商工大臣から臨時石炭炭業管理法

案の補足的な説明がありましたのでありまして、本日は委員の皆様方から御質疑をして頂くことに相成つておるのでありまして、只今商工大臣が見えらるることと存するのであります。

その前に一應お諮りしたいと思ふのであります。この前石炭公聴會開催のことに關しましては、今期の關係上会期が大幅に延長される場合は別として、取り敢えず参議院の鉱工業委員會としては公聴會を開かないことにしようではないかというように御決定を見たのであります。が、衆議院におきましては公聴會の手順につきまして、一應報告を申上げておいた方が、何かの御参考になると存じますので、その点を申し上げます。衆議院の鉱工業委員會の公聴會は、委員會が九月の二十七日に公聴會を開くということを決めたし、九月の二十九日に議長の承認を得まして、新聞公告は大体十月の三日に朝日と毎日とこれをする、こうして締切りを十月の九日といたしまして、公聴會は十月の十三、十四、十五、十六の四日間これを開く。ここのう段取りに相成つておるようであり

ます。公述人の数は四十二名というのとに相成つておりました。公述人の選定方法は、原則として推薦團體を決定いたしました。当該團體から推薦せられた人を委員會において決定する。それで一般のみが公募者から選定する方法をとるといふようにいたしておるようであります。推薦團體から推薦せられる方といたしましては、石炭業の關係者を大体十四人、経営者側から石炭

工業者連盟に推薦團體を含めまして七名、それから労働者側から全炭協に依頼しまして七名、次に関連産業が十名、鉄鋼、電力、輸送、機械、坑木、セメント、そういったところから労資各一名ずつを選ば、こういうことになつております。参加金融事業で全國の銀行業を並べて全國銀行組合連合會の各労資の方から各一名ずつ二人入る。それから食糧關係が二名、学識者二名、これは石炭増産協力會議から推薦を受けるといふことになつております。それから報道關係では新聞協會が一、新聞單が一、これで合計四十二名であります。それから一般経済外團體、これは日産協と同友會から各一名ずつ、労働者團體として産別會議並びに総同盟から各一名ずつ、それから一般人から公示によりまして應募せられた者の中から四名を選ば、こういう形式でやつておるわけでありまして、先般の委員會におきましては、参議院としては公聴會を一應取り止めて置こうという御決定を見たのであります。が、ここのう形で衆議院の方で進行いたしておるのであります。が、今一應當委員會におきまして衆議院と同調して合同公聴會を開催するか、それとも前御決定の通り飽くまで別個の立場で、会期が延長されるという場合には改めて公聴會を開くという形を取りますか、或は又公聴會という形ではなくて、関連の産業或いは石炭工業の労資双方の方などに來て頂いて、御意見を聴くことにいたしますか、その点について一應御協議を願いたいと存する次第であります。如

何でございましょうか。この点ではこの前、大屋さんから御意見があつたやうですが……

○大屋三三君 あれは割に時間はかかりませんね、この間二十日たつ、ふりかかるといふことでしたが……

○委員長(稻垣平太郎君) 今予定を調べさせておりましたが、割合にかかつておりませんね。

○大屋三三君 この間皆さんの御意見は、参議院は参議院で御申の公聴會を開く、会期を延ばしたふりあればという御説でしたね。聞かないというのが前提じゃなかつたはずね。

○委員長(稻垣平太郎君) さうです、会期の關係で……

○大屋三三君 だから私はやはりやつた方がいいのじゃないかと思つておりました。方がいひのじやないかと思つておりました。

○委員長(稻垣平太郎君) 衆議院の形でやりますと、二十七日に始まつて大体十三日に開けるのですから、この前の話よりも四、五日少く一泊を見当になりますね。十五、十六というのとに相成るやうに思ひます。如何でしようか。今大屋委員から日にちが少く済むなら開いたらどうかという御意見であります。

○中川以良君 先般申上げた通りに、衆議院と同調ができなければ、これは参議院として手続上まだ余裕があるのだから開いて置いた方がいいのじやないか、こういうふう存じます。

○川上嘉市君 私は成るべくなら衆議院と一緒に開いたらどうかということ、これは重複することになつて、両

方で成るべくなら一緒にやれば、それが重複しないで済む。公衆の意見を聴くといふことで……

○委員長(稻垣平太郎君) 今川上さんから合同してやつたらどうか、大体同じだといふ御意見であります。

○大屋三三君 私はさういふ意味で、ここのうふう考へておるのですが、衆議院とタブらないように人を変えたらいと思ふ。公聴人の選定のとき、例へば或る組合から甲という者が出たら乙に参議院に來て貰うといううに公聴人のメンバーを変えてやる。ここのうふう考へておりますが……

○下條泰兵君 私は前回も申し上げましたように、只今大屋さんのお話にあるように、人を変えまして、労働團體は勿論であります。が、産業團體としては大體團體としての意見が一定に方向づけられておるとすれば、人が変わります。意見はさう違ひがないと思ひます。大屋さんの御意見のように人を変えても余り變つた意見というのには現れないかと思ひますので、さういふ意味で川上君のように、衆議院でやるならば合同してやる方が手続的にも方事いいのではないかと思ひます。

○委員長(稻垣平太郎君) 他に御意見はございせんか。今大體衆議院と合同してやるという御意見と、それから別個にやるという御意見の二通りあるようであります。

○小林英三君 私はやはり大屋君のいうように参議院は人格が違ふのですから、殊に石炭の國管問題是非常な重要な問題でありますから、参議院の名に

おいてやはり別の人を呼んで公聴会を開いた方がいいと思ひます。

○委員長(稲垣平太郎君) 他に御意見はございせんか。

○中川以良君 先般お願い申上げて置いたのでございしますが、衆議院と同調してやるといふ件はどうかでございましょう。手続上まだ可能性があるのでございましょうか。

○委員長(稲垣平太郎君) これはこちらから若し向うへお話を申し上げれば、衆議院の方としては、委員長のお話では喜んでそれに應じたいという御意見であります。但しこれは衆議院の方へまだお諮りにはなつていないようであります。

○中川以良君 同調ができて、両方合同してやるといふのなら私はいいと思ひます。ただ傍聴人程度では参議院としては工合が悪いと思ひます。

○委員長(稲垣平太郎君) 喜んで應じようというお話でありました。

○林屋義次郎君 私中川君の意見に賛成しております。

○清水武夫君 私も衆議院と同調して、やはり連合してやつていいと思ひます。

○委員長(稲垣平太郎君) 如何でございましょう。両方の御意見があるようでございますが、今商工大臣も見えておりますから、この問題は御質疑を終つた後で、もう一遍はつきり決めることにいたしまして、質疑に移つたら如何でございましょう。そうしませんと折角商工大臣が見えておりますのにお待ちしてもどうかと思ひますから……

○委員長(稲垣平太郎君) それではこの問題は後で御討議を願うといたしま

「賛成」と呼ぶ者あり

して、これから本法案に對しまする質疑を始めたいと存じます。質疑は準備審査の間はむしろ御自由にとこからでも御質疑を願う方がよろしいと思ひますが、商工大臣もお忙がしいと存じますので、できるだけ商工大臣への質疑は逐條的な問題よりも、大綱の問題についてお聞きを願つた方が時間の経済じやないかと考へておるのでありますが、これは私の老婆心から申添えて置きます。それではどうぞ御質疑をお始め願ひたいと思ひます。

○川上嘉市君 この第一條にありますが、産業の復興と経済の安定はどのの緊急措置をお伺ひしたいのでありますが、産業の復興と経済の安定はどのの期間になるのか分りませんが、これは本當にいつた五年か十年かかかるか分らんと思ひますが、この点について御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 経済安定本部なんかと相談いたしまして、商工省としては五ヶ年間の出炭計画といふものを作つておきまして、それによりまして大體の目安を、例えば國內的の産業復興、或いは貿易の輸出入のバランスといふようなことを決めたのであります。その五ヶ年間の大體の計画といたしまして、昭和二十三年は出炭高は三千三百万トン、現在設備による出炭高が三千二百八十万トン、新鉱開発によるものが二十万トン、カリオリは五千六百といふことになつております。二十四年度は出炭高は三千六百万トン、現在設備によるものが三千五百万トン、新鉱開発によるものが五十万

トン、カリオリは五千八百、二十五

年度は出炭高が三千八百万トン、現在設備による出炭高が三千六百五十万トン、新鉱開発によるものが百五十万トン、カリオリ五千九百、二十六年度は出炭高が四千万トン、現在設備による出炭高が三千六百八十万トン、新鉱開発によるものが三百万トン、カリオリ六千、二十七年は出炭高が四千万トン、現在設備によるものが三千六百三十万トン、新鉱開発によるものが五百七十万トン、カリオリ六千といふことになつておるのであります。只今川上議員の御質問であります。この産業復興と経済の安定に至るまでの緊急措置、産業の復興はいつできるか、経済の安定はいつできるかといふことは、これは非常にむづかしいので、我々といひましては年限を切るといふことはなかつて、むづかしいのであります。といふのは最初の三党首会談のときには、産業復興と経済の安定に至るまでの緊急措置といふ含みのある期間にしたのであります。その後閣議でいろいろ検討され、年限を付すべしといふような議論が出まして、年限を付するならば大體商工省としてはこういう考えを持つておりますので、五ヶ年間の考へを持つておつたのであります。それに対していろいろの意見が行われまして、三年間といふことになりました。但しその期間満了の際における経済事情によつてこれを延ばすことができるというふうな決定になつたのであります。そこで我々といひましては「マッカーサー元帥の片山總理に對する書面」でありますので、この五ヶ年間でやることをできるだけ一三三年でやるというふうな馬力を掛けて、そ

して三年間一生懸命にやつて参りました。然る後におきまして又期限の問題を續けてやつて行くかどうかといふことを考へたいと思ひます。御趣旨のうちに嚴格に申しますと、このいわゆる産業復興、経済の安定、その時期はどうかといふことはなかつて、むづかしいのであると思ひまして、これまでの経緯は……経過はさういふようになつておりますから、さう御了承願ひたいと思ひます。

○川上嘉市君 さういふふうにいいたしますと、炭鉱の國家管理といふ問題について、実は産業の復興とか、経済安定とかいろいろの問題が外から派山入つて来るのです。資材の問題、或いは金融の問題、いろいろの問題が入つて、これは炭鉱法の前置きとしては不正確過ぎる。だからして石炭がどれだけ前期のころまで来る、こういうふうにするれば明瞭でありますけれども、他の原因などで若しこれが遅れるようなことになると、この法律としては不完全なものになると考へます。でもう少し明瞭な文句を使うように……

○國務大臣(水谷長三郎君) 御趣旨極めて尤もでございしますが、従つてこの法案におきましては、關聯産業に對する供出命令、さういふようなことになりまして、非常に石炭だけで産業復興、経済安定なんといふことはできないのであります。併しながら産業の復興と経済の安定の基本的力は石炭であるといふことは何人も異存のないところでありまして、さういふいわゆる法律に對して文句を使うといふことは私は差支えない。といふよりもむしろ必要であるのじやないかとこのように考へております。

○小林英三君 私は水谷商工大臣のこの國管問題について拘いておられまする概念につきまして、この間本會議の席上で大臣から提案の理由の説明がありました中で、現状においては十分でない政府の現場把握を強化して、増産第一主義の障礙となる事情を除き、増産の推進力でありまるところの経営者及び従業者の生産意欲を増大するといふことが絶対に必要である。このために炭鉱の國家管理をするといふことを言つておられるのでありますが、この問題につきまして、ちよつと御説明願ひたいと思ひますが、成る程その増産の隘路でありまるところの金融であるとか、或いは資材であるとか、或いは労働者の生活必需品であるとか、さういふようなものを國民の各方面のあらゆる消費を抑えても、犠牲にしてもこれを廻す。そして石炭の増産のために打込むといふことはこれは必要でありましよう。併し國としてすべてのこれらの面を強く把握して行きたいといふために國管にすることであるならば、若しこの國管問題といふものが石炭の増産といふことが目標でありますならば、私はこれらの資材、資金、その他のものは、これが隘路でありますから、この部分だけを打込むだけで目的は達する。然るに國家がこれらの資金、資材といふものにつきまして、その他の問題につきまして、現場を把握するといふことは、何も國管にしないかつてこれを徹底させるためには他にいろいろの監査報告その他があると思ひます。何の必要があつて私は強いてさういふ面倒な國管をやろうとせられるのであるかといふことを一つ伺つてみたい。

○川上嘉市君 さういふふうにいいたしますと、炭鉱の國家管理といふ問題について、実は産業の復興とか、経済安定とかいろいろの問題が外から派山入つて来るのです。資材の問題、或いは金融の問題、いろいろの問題が入つて、これは炭鉱法の前置きとしては不正確過ぎる。だからして石炭がどれだけ前期のころまで来る、こういうふうにするれば明瞭でありますけれども、他の原因などで若しこれが遅れるようなことになると、この法律としては不完全なものになると考へます。でもう少し明瞭な文句を使うように……

○國務大臣(水谷長三郎君) 御趣旨極めて尤もでございしますが、従つてこの法案におきましては、關聯産業に對する供出命令、さういふようなことになりまして、非常に石炭だけで産業復興、経済安定なんといふことはできないのであります。併しながら産業の復興と経済の安定の基本的力は石炭であるといふことは何人も異存のないところでありまして、さういふいわゆる法律に對して文句を使うといふことは私は差支えない。といふよりもむしろ必要であるのじやないかとこのように考へております。

○小林英三君 私は水谷商工大臣のこの國管問題について拘いておられまする概念につきまして、この間本會議の席上で大臣から提案の理由の説明がありました中で、現状においては十分でない政府の現場把握を強化して、増産第一主義の障礙となる事情を除き、増産の推進力でありまるところの経営者及び従業者の生産意欲を増大するといふことが絶対に必要である。このために炭鉱の國家管理をするといふことを言つておられるのでありますが、この問題につきまして、ちよつと御説明願ひたいと思ひますが、成る程その増産の隘路でありまるところの金融であるとか、或いは資材であるとか、或いは労働者の生活必需品であるとか、さういふようなものを國民の各方面のあらゆる消費を抑えても、犠牲にしてもこれを廻す。そして石炭の増産のために打込むといふことはこれは必要でありましよう。併し國としてすべてのこれらの面を強く把握して行きたいといふために國管にすることであるならば、若しこの國管問題といふものが石炭の増産といふことが目標でありますならば、私はこれらの資材、資金、その他のものは、これが隘路でありますから、この部分だけを打込むだけで目的は達する。然るに國家がこれらの資金、資材といふものにつきまして、その他の問題につきまして、現場を把握するといふことは、何も國管にしないかつてこれを徹底させるためには他にいろいろの監査報告その他があると思ひます。何の必要があつて私は強いてさういふ面倒な國管をやろうとせられるのであるかといふことを一つ伺つてみたい。

の問題は後で御討議を願うといいたし
五十五万トン、新設開採によるもの五十五
万トン、カロリーは五千八百、二十五
とせられるのであるかということと
つ伺つてみたい。

もう一つは生産を増強するために生
産意欲を増強するということを言つて
おられますが同感であります。併し私
はこれらの國管をしたために経営者並
びに従業者の生産意欲が本當に向上す
るかどうか。増産意欲の推進が國管を
するためにできるかどうか。どうい
うわけにこの國管をしたならば事業者並
びに従業者の生産意欲が起つて来るの
であるか。私はこの点についてはむし
ろ反対の意見を持つております。先ず
この二つの点につきまして水谷さんの
抱いておられます方針を聞いてみた
いと思ひます。

は、その他の点に關しましては、本会
議におきましても、お手許に差出し
した資料におきましても、十分述べて
おりまして、御指摘の点に關してはそ
のように考へておる次第であります。
更に又この石炭企業というものは、
他の基礎産業と異なりまして、七割五分
までが労働力に依存するものでありま
す。今日従業者がこの國家管理に對し
て、如何なることを要望しておるか
というところをお考え下さるならば、この
國管というものが、少くとも労働者の
生産意欲を昂進するものに役立つこと
は、これはもう誰しも異存のないこと
であります。更に経営の面におきま
しても、いわゆる従來の本社におられ
る資本家というのでなしに、山で現場
に働いてゐるところの経営技術家とい
うような人も、大体これは國管を支持
しておると、私は各地のいわゆる事情
を聞いて知つておる次第であります。
そういう点から考へましても、我々は
この國管こそは石炭企業の生産力の七
割五分を担當しておるところの労働力
というものを十分増す所以であり、経営者
の側におきましても、経営技術家は、
この法案に對して相當の関心と賛成を
持つておられるというところは、これは
動かせない事実である。このように考
へます。

月産が四百萬トンということを當局か
ら聞いております。戦時中でも三百五
十萬トンを取れたということでありま
す。それが最近におきまして非常に増
産が低下したところの原因というもの
は、第一に價格が軌道に乗つていな
かつた。金銭がうまく行かなかつた。そ
れから労働者の生活状態が、物價の非
常なインフレーションによつて工賃そ
の他の問題がうまく行つていなか
つた。それから生活必需品その他のもの
が潤沢に廻つていなかつた。住宅問題
が解決しなかつたというやうな、その
他戦争中乱暴にこれを掘つたというや
うなこともあるであらうが、それが
今日非常に生産が減つて來てゐる。
而も今日の炭鉱におきまして従業員の
総數というものは、戦争中の四十萬人
に對して殆ど變つていないといふこと
を我々は聞いておる。戦争中に十五、
六トンの平均の採炭能力があつたもの
が、今日危機に六トンか、或いは六ト
ン何分になつておるといふやうなこと
につきまして、これは、増産の根本問
題といへば、私は價格を適當にやる。
賃材並びに輸送方面を適當にやる。金
融を適當にやるその他職工の待遇問題
を適當にやるということさえ十分にや
れば、私は戦争中に十五、六トンの採
炭能力のあつたものが、今日六トンな
んばになつておるものは簡単に解決が
できると思ふ。既に今日石炭の單價も
或る程度まで解決いたしましたため
に、九州方面におきましても三萬千ト
ンの増産の部面を支持つて、而もそれ
に余りあるくらいになつておるとい
ふことも聞いておる。何が故に急にこれ
を三萬千トンにするために石炭の國家

管理をしなければならぬかといふ、
その根本の問題をはつきり仰しやつて
頂きたい。
○國務大臣(水谷長三郎君) 私は石炭
三萬千トンを完遂するためにこの國家
管理をやるということと言つておりま
せん。この第一條にありますやうに、
いわゆる日本の産業の復興と、經濟の
安定を圖るということを目的にしてや
つておるのであります。單に石炭を
三萬千トン掘り出すというだけとは、
何も言つておりません。先に申しまし
た表によりまして、いわゆる昭和二
十三年度から、二十七年に至るその
現有設備における出炭のカーブの上り
方を御覽になればよく分ると思ふので
す。いわゆる現有設備によるところの
出炭のカーブの上り方は、実に微々た
るものであります。これから四千萬、
五千万と出るときには、新鉱の開採に
よるところが非常に大きいのです。と
ころが現在のような經濟事情の下にお
いて、私企業において果して新鉱の開
採ができるかどうかといふことは、よ
くお考えを願ひたいと思ひます。

更に又経営の面の妙味というものは、
経営者みずからが、自分の力で資
金と賃材を工面するところにおいて、
初めて経営の妙味というものがあ
ります。ところが現在のいわゆる石炭の企
業において、個々の企業家が如何に力
を發揮いたしましても、いわゆる資金
と賃材とが果して満足にやつて行ける
かどうか。その大部分は國家の力に依
存しておるのであります。さういふこ
とをよくお考え下さるならば、私は只
今の御質問というものは、十分にお答
えができるのじやないかと、このよう
に考へております。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の御
質問であります。資金、賃材さ
え流し込めば別に國管にする必要はない
じやないかという御意見であります。
これはよく業者が好んで用いられると
ころの言葉であります。が、我々が現
在の乏しい資金、賃材のうちから、石
炭第一主義に資金、賃材を流し込むの
は並大抵のことではないのでありま
す。石炭の外の産業並びに外の國民生
活というものに対して多大の深刻なる
影響を與へておることは事実でありま
して、我々はさういふにして四苦八苦
の下に工面いたしました資金、賃材と
いうものが、果して國家目的のために
流れておるかどうかといふことを十分
掴まなくてはならない責任というもの
は、國家として當然あるのではないかと
思ひます。その資金、賃材が正しく
流れない場合において、國家は外の産
業並びに國民生活に對して、如何なる
責任を取るかどうかといふことをよ
くお考えを願ひたいと思ふ次第でござ
います。更に又國家管理をなせなく
てはならないかという点に關しまして

○小林英三君 今の私の質問に對する
水谷さんの御答弁は、私は慥だもの足
りない感じがいたします。一体この石
炭の國家管理、炭鉱の國家管理とい
うものをやりになるには、どこに重大
な私は基礎があると思つておるかとい
うと、石炭の、戦争前、支那事變以後
において一番増産の上りましたのは、

○中川以良君 石炭の増産問題と申し
まするものは、今日の日本の經濟の機
構の基礎をなすものでございまして、
私共は重大なる関心をこれに持たな
ければならぬと存するものでございま
す。そこで先般本會議において、その
管理法案の提案の商工大臣の御説明の
中に、これは全く石炭増産に對する緊
急の処置であつて、特に特定のイデオ
ロギーを押し付けるものではない。更
に又この法案を作るためには、各方面
の意見なり意向なりを廣く吸收包攝し
たものであるといふことをお述べにな
つたわけにございまして、私共誠にさ
うであるべきものであると存するの
でございまして、この法案を審議をいた
しますにつきましては、我々は飽くま
で公明に、厳正に、冷静に、さうして
各方面から各角度からこれを科學的に
分析をいたしまして、先般マツカーサ
ー元帥の書翰を以て示されました如
く、私共の責任の重大なるを痛感いた
しまして、今後の國政、國策を誤らな
いようにしなければならぬと存するの
であります。然るに最近商工大臣の、
從來の各方面におきまして、この御言
動に基きまして、いろいろ風評があり、
誤解があり、又各方面いろいろ臆測を
過しうしておるといふやうなことが感
ぜられますことは、誠に遺憾といいた
しますところでございます。私共はこ
の石炭の増産のためには、目覚めたる
経営者、熱意のある技術者、労働者が
渾然一体となつて、この増産に全精神
を傾倒すべきであらうと存じます。さ
うな氣持で、皆が増産にいそし
んでおります際に、只今申しましたよ
うな、大臣の御言動に基きまして、國
管問題を中心として、ややともすれば、

これがいわゆる政争の具に供せんとし
あり、又折角渾然一体となつておると
ころの、労資の間の対立を煽るという
ような感なきにもあらずと想うのであ
ります。ここにおいて私はこの法案を
一應審議いたします前に、かような点
について商工大臣の御所信をもう一遍
は、つきりとお示しを頂いて、世間に誤
解があればこれを一掃し、臆測があれ
ばこれを正すということにいたして、
私共が先ず公明にこの法案の審議に突
込んで行きたいと、かように考えるの
であります。これは新聞に出ておりま
すことを申し上げることは甚だ恐縮で
ございますので、私自身といたしまして
も、過般七月十七日に、北海道におき
ます石炭復興會議に、商工大臣が御出
席になりましたときに、列席をさせて
頂いた者でございますが、その際に、
大臣の御発言は、この度の國管は、い
わゆる國有の前提となつてゐる國管
である。更に又かような國管は、実
は石炭産業だけを國管にしては眞の目
的は達し得られないのだ、將來は金融
業をも國管としてこれを徹底しなけれ
ばならぬのだというようなことをお述
べになつております。又本社と現場と
の機構につきましては、本社の機構と
いうものは、唯單に経理と人事を扱え
ばいいので、本社に人間は、大半石炭
産業なり、その他に入つて行けばいいの
である、本社を管理の対象とすること
は、これは徒らに資本の救済をする以
外は何ものもないのであるというよう
なことをお述べになつておられます。
又商工大臣のお立場とされまして即ち
石炭復興會議におきまして、社会党の
水谷であるということ強調せられ、
商工大臣の誇りより自分は社会党の党

員たるをもつて誇りするということ
を御強調になりまして、政府案はこう
であるけれども、社会党案はこうであ
る。諸君は社会党案を望むならば、只
今の片山内閣でなく、眞の社会党内閣
を作らしめるようにというやうなこと
も大いに御絶叫になつております。若
しもこの法案がうまく行かなかつた場
合は、現内閣は重大なる決意をしなければならぬというやうなことも更に
述べになつておられます。かような意
味を、いろいろのことを考えますと、
すでに一部政争の具に供せられてお
るのではないかと、又これが徒らに社会
イデオロギーを固守されておるのでは
ないかというやうな臆測なり誤解が出
て来るのではないかと存するのであり
ます。商工大臣とされましては、この
程度の國家管理というものは大臣御自
身の御理想とは余程懸け離れたもので
あつて、將來は社会党内閣において足
非とも國有國營をやるべきであるとい
うお考えをお持ちになつていられるの
か、又金融機関、その他に對しまして
も、將來國管なり國營に進むべきお考
えでおいでになるのか、或いは又この
度のこの臨時措置を以ちましてこの管
理法案を實行いたしまして、石炭の増
産ができればこれでいいのだ、これを
以て必ず初めの目的を貫けるというよ
うな御決意を持つておいでになるの
か、かういふやうな点を一應一つ明か
にして戴きまして、この機会にいろ
いろな誤解とか揣摩臆測のやうなもの
を、うやむやを一掃して頂きたいと、
私は存望のであります。

それからもう一つ承りたいのは、先
般マッカーサー元帥の書簡が参りまし
たのでありますが、あの書簡の中の各
事項は全く尤もなることでありまし
て、私は大いに啓発されたのでありま
すが、この書簡に對しまして、各機各
種の取り方はおの／＼にしておりま
す。これに對して商工大臣といたしま
しては、如何にこの書簡を御解釈にな
り、或いはこの書簡に對しまして、如
何なる御決意をお持ちになつておりま
すか、どうかという点も一つ明らかに
して頂きたいと存するのであります。
○國務大臣(水谷長三郎君) この法案
は責任ある本會議、或いは委員会等
これまで述べましたことが目的となつ
ておる法案でありまして、他に他意は
ございせん。私が北海道或いは九州
で言つたことに對していろいろ一部で
誤解がありますが、私自身としても非
常に迷惑で、私の言わないことまでも
言つたと、又私が五言つたことを十に
も十五にも取られて言つておるやうな
点で非常に迷惑と思ひます。只今中川
議員の御指摘の点は社会党は天下の公
黨といたしまして、基礎産業或いは金
融機關に對して一定の方式を持つてお
ることは、これは何も隠しもいたしま
せん。ちやんと天下に發表しておるこ
とでありますから、隠しも何もいたし
ません。その社会党の綱領政策をばこ
の列立内閣でやるかやらんかというこ
とは、これは問題が別であります。

例へばこの石炭の問題に對しまして
も、昨年の大会におきまして、社会党
は國有國營を前提とする石炭の國家管
理の法案を發表したが、併しながら今
度の片山内閣が成立するに先立ち、四
黨政策協定の時に、西尾君が社会党を
代表して政策協定に参加しておる。基
礎産業の中で必要なものは國家管理を
やる。併しながら國家管理というもの
は、さういふ國有國營を前提とするよ
うなイデオロギー的な國家管理ではな
しに、飽くまで増産を目標とした國家
管理であるというところは、これは政策
協定の時にはつきりしておるのであり
ます。よく私が山に行きまして、こ
の法案の不徹底である、社会党の公約
と違ふじやないかという時に、社会党
のいわゆる政策を説明したところ、現
内閣の政策であるやうに／＼に
解釈されて誤解を招いておることは事
実であるのであります。

從つて今中川議員が、私が仮りにさ
ういふやうなことを万々一議つて言つ
たと仮定いたしましたやう。そのときに
一体労働組合は。さういふ質問をした
か、それに対して水谷はさういふ答
をしたがさういふことを、両方ともはつ
きりお考えにならないと、ただ私の答
弁だけを取り上げて、賑から棒に私が
さういふやうなことを言つたかやう
な取扱いをされるというところはこれは
非常な迷惑なんですから、そのときは
両方、質問した人はさういふことを質
問したか、それに対して水谷はさうい
う工合に答へたかというのを両方と
も一つ言つて頂かんと、非常に誤解の
因になると思つておる。そこでこの法
案でございまして、これはあくまでも
臨時立法でございまして、そして三年
経ちました後にこれが又續けてやられ
るか、或いは三年で打ち切られるかと
いうことは、そのときの國會のみから
が決定すべき問題でありまして、我々
はこの法律の文字をば忠実に解釈し、
守らなければならぬのであります。從
つて一應先に我々は日本經濟再建安定
のためには大休年限を決めるならば五
ヶ年くらいでなければ計画が立たない

たのでありますが、あの書簡の中の各

のためには大休年限を決めるならば五

早期平和の解決、五は炭鉱生産設備の

能の最高度結集、七は新炭鉱、新炭層

大と、その責任の明確化とが期待され

である。然るに資金、資材というもの

す、私は今日の炭鉱業の危機、日本の

問題に参加する、こういう形だけは與

の開發、八は前記増産対策に關連して

得る云々と述べておられる。労働者の

は政府ができるだけ出しておる。又そ

経済危機の根本は國營人民管理でなけ

えられておるが、實質は與へられてい

りまして、大体あのマツカーサー元帥

労働意欲というものは、炭鉱業におい

れを受けておるじやありませんか。そ

ればならんというところの主張であり

まするが、現に新炭の開發、この問題

の書簡に盛られたる対策に対して一應

では根本的のものである。これを忘れ

ようでありまして。我々はそれを知りた

だつて、これはもう今の企業ではどう

してもやつていけない、將來非常に心

内閣としての決定をしたのでありまし

て、我々はあの書簡に盛られたる増

資金資材を扱われたのであるか、労働

者は今石炭が掘れんというので、非

難ばかり受けておる。それは大間違ひ

産対策に素直に率直に対策を打つとい

うことだけを考へべきでありまして、

である。第一炭鉱の内部の設備を見て

御覽なさい、どんな状態であるか。ひ

どいものです。戦争中に大いに滞りさ

それは國營賛成の手紙であるとか、或

いは國營反対の手紙であるとか、そう

れで、そのあとにはそのまゝになつてお

る、殆どそのまゝである。それであり

まするから、今日労働者というものは

いうようなことを内閣としても考へる

の労働力というものは、炭鉱業におい

て七割五分も占めておる、こういうわ

れ、殆どそのまゝである。それであり

まするから、今日労働者というものは

えておる次第でございます。何か言い

残した所がありました。これで終り

まするから、今日労働者というものは

炭鉱にいつかない。最近の重大な出来

事として、熟練工の話である。長

〇細川嘉六君 石炭の増産ということ

は、これは問題のないことでありま

す。三千万トンはおろか、この一年の

中には六千万トンも掘らなければなら

ない。そうしなければ日本の経済の

安定も、発展もできない、これははつ

きりしたことであります。この増産の

問題について彼れ此れイデオロギーだ

というように非難されている、イデオ

ロギーとは一体なんであるか、イデオ

ロギーを非難する人もイデオロギーを

持つておる、資本家的イデオロギーと

いうものを……。イデオロギーが問題

ではない。如何なるイデオロギーが一

番増産ができるかということが問題で

ある。それでそういう下らんことは抜

きにしめて、先程來問題にされてお

るこの管理案の根本觀念は何かとい

うのであります。この根本觀念は水

谷君が先日述べられた臨時石炭業管

理法案提案理由説明の中に、労働者の

経営参加はこれによつて法的に確認さ

れるのでありますし、石炭増産の最も

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

〇委員長(稲垣平太郎君) 細川君、御

發言中ですが、質問の要旨をはつきり

して頂きたいと思ひます。

ろうと思ひます。併しながら現実の政治というものは、いわゆる労資双方の立場のどこに線を引くかというところが一番大事な点でありまして、我々はそういう諸般の事情を斟酌して、こういうような法案をこの程度に纏め上げたような次第であります。御指摘の生産協議会というものは、これでは一体勤労意欲を起すわけにいかないじやないかという点でございしますが、それではこれまで単に経営協会の名によつて資本家の諸般の過剰な利益を削減するの立場、このたび法制化された生産協会の立場において、單に労務計画でなしに生産計画までこの生産協議会によつて議論される立場に置かれた労働者の立場との差はどれだけかということを実に比較を願ひたいと思ひます。この生産協会は御案内のように單なる諮問機関ではございせん。生産協会の議を経なければならぬことになつております。

若しこの場合細川君の立場から言へば、その生産協議会において議を経ることができなければどうすることもできないというところまで行かなくてはならぬと思ひます。いわゆる決議執行機関にしないでいかんというのが細川君の立場であらうと思ひます。併しながら我々の立場はそれとは異なりまして、議を経なければならぬと申しまして、その議が一致しない場合には石炭局長の裁定を受けて、そうして公平なる裁定によつて送り出し行こうというのを我々は考へておるような次第であります。この法案に流るる全体の調子、更に今御指摘の生産協会の機能というものと現在炭鉱の労働者が

置かれておるとこの地位と立場とを比較されるならば、この法案の進歩性、従つてこの法案における労働者の勤労意欲の振興ということとは十分に御了解を願へるんじゃないか、このように考へております。

○平岡市三君 大臣に二つの点についてお伺ひしたいと思ふのであります。すべての企業体におきまして、その経営方式を変更するということは、必ずその生産性を望んでおるからであります。即ち生産能力を上げるために、経営方式を変更するわけなんです。一般に企業経営者というものは、この経営方式を変更する場合に、必ず予算案というものを立てまして、これによつてどれだけの現実の生産数量なり或いは価格において、或いは利潤において増加することができ得るか、こういう確信を持たなければ、絶対に経営方式というものを變更するものではないと思ひます。そこで私は大臣におきましては、この國管を提出するに至るまでに必ずやこれによつて、これだけの現実的な増産ができるものであるという数字的な研究をなさつて、そこに確信があつたからここに提出されたのであらうと思ふのであります。必ずやここに私は計画予算案というものが作成し得ると思ふのであります。どうかその予算案を至急提出して頂きたいのであります。およそ新聞その他の議論を聞いておきますと、抽象的な議論でありまして、現実に生産できるのかできないのか、それを眞に我々は把握できない現状にあるわけでありまして、どうかこの予算案を提出いたしまして、國民が本當に納得の行くような説明を聞かして頂きたいという

思ふわけでありまして。

第二番目は大臣の説明書にもありますし、或いは法案の第一條にもありますが、政府、経営者及び従業員が三者渾然一体となつて増産に邁進する、こういうことを言つておるのであります。政治は現実であります。現実の問題といたしまして労働者が全部この國管に賛成しておるかどうかが申しますと、私の知る範囲では賛成者もあり、するし、或いは不賛成者もある、即ちまち／＼であります。経営者は殆ど全部が反対の態度を表明いたしておるやうであります。そこでこれを立案した政府はどうかと申しますと、政府自身におきまして意見がまち／＼の現状でありまして、ここに出されたところの法案そのものも政府関係全体の一致してない法案であるというものは周知の事実であります。このような賛否まち／＼である現在において、この國管を推進するということは却つて増産を妨げるものではなからうかというふうな危懼を懷くわけでありまして、この二つの点について御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の第一の問題ですが、数字的に具体的にその増産の内容を示せという御注文ですが、これは私も笑ひ話で、北海道で言つたのですが、そういうような質問を受けましたので、それじや一つ私の方から注文を出すから聞いて呉れ、國管をやらなければどうして増産できるかということを一数字的、具体的に示して貰ひたい。それができればそれに應じて私の方から数字を出さうというふうなことを言つたのであります。これは一つの山々によつて、國管がで

きればどうだということ具体的に数字的に出せと言はれることは、これは非常に無理じやないかと思ふのであります。大体先程申しましたように五ヶ年計画におきまして、最高的にこういうことを出せるということは申せませんが、一つの山々によつて数字的に出せということとは、これは言う方が無理であつて、國管をやる場合と、やらない場合と、どちらが増産になるかなんかという結局は比較論になるのじやないか。このように考へております。そういう比較論の上に立ちまして、私も衆議院の委員会におきまして、岡田委員の質問に關しまして、なぜこうやれば増産ができるかという理由を述べたのでございまして、恐らく新聞を通して御案内の通りでございまして、そこで私らといたしましては、いわゆる國管をやらなければ、なぜ増産になるかというところを数字的に、具体的に示すことが無理であるならば、國管をやるならば、なぜ増産になるかということを一つの山々によつて数字的に具体的に示せといわれることも無理ではないかと思ふのであります。それは先申しましたように、國管をやる場合と、やらない場合とは現在の経済情勢の下においてどちらが増産になるかといういはゆる比較論より外に私は方法はないじやないか、このように考へておる次第であります。

それから第二の問題でございまして、内閣においてもこの法案に対して不一致があるじやないかという御質問でございまして、それは私は大きな間違ひであらうと思ひます。去る七月一日の片山總理大臣の施政方針の演説におきまして片山總理は石炭増産のため

に國家管理をやるということを施政方針の演説に言うております。その施政方針の演説は各閣僚が一致して賛成したものでありまして、閣内におきまして、これに対して不一致の議論というものはないものであらうと思ひます。或いは資本家は一致してこの法案に反対であると思ひます。或いは労働者側においても反対があると言はれますが、四十万組織労働者の單一機關である全炭協がこれに対してはつきりした意思をば發表しておるのでございまして、労働者側の意見は一致しておると我々は考へなければなりません。勿論その個々の一人々々に対して程度としていろいろの差がございしますが、併し苟も四十万の炭鉱労働者が一つの組織体を持つて、その組織体が正式の機關によつて天下に發表したところの意思というものは、これは信じなくちやならないのではないかと申します。そこで問題はこういうように、賛否両論に分れた時に、これを出せば減産になるのではないか。よく世上では資本家の生産サボというやうなことが盛んに言われ、そういうことへの心配ならば私の方から更に一つの仮定として問題を出したいのであります。こゝまで問題が争われ、そうして組織労働者全部がこの法案に賛成しておる時に、少數の資本家の反対に押されて、この法案が閣内閣に離れた時に、それがいわゆる労働組合、労働者にどういふ影響を與えるかということをやはりお考へを願ひたいと思ふのであります。恐らく私は

の調子、更に今御指摘の生産協議会の機能というものと現在炭鉱の労働者がたし、國民が本當に納得の行くような説明を聞かして頂きたいとこう

日片山總理大臣の施政方針の演説に、おきまして片山總理は炭産増産のため

るかということをやはお考えを願いたいと思ふのであります。恐らく私は

この法案通過によつて資本家の陣営の今日生産サボが恐ろしいか、或いは又この法案が閣から閣に轉られて、石炭生産事業の七〇%を占めるところの労働者側の生産意欲の低下が起つたがため結果が恐ろしいものかどうかといふことを比較してお考えを願いたいと思ひます。併しながら我々はそれにも拘わらずマッカーサー元帥の書簡の趣旨に副いて、この法案が幸ひ皆さん方の御協力によりまして、通過いたしました。この法案に對して反對された人、賛成された人、そういうような區別を一切抜きにいたしまして、反對された人に対しては、一層政府みずから誠意を披瀝して、この法案を中心とした増産態勢に御協力を願いたいという工合に準備をしておるのでございます。今日民主主義の時代でありまして、一つの重要な法案が現れた時に賛成、反對の意見が出るのは當然でございます。戦時時代の憲法政治とは違つて、それは現在の民主主義政治の下においては當然である。だからこの法案がいわゆる最高の機関であるところの國會が決定するまでは賛否両論が、分れることは、これは別に不思議ではないのでございまして、苟も民主政治の下における國民は経営者といわず、労働者といわず更に國民といわず、國家最高の機関である國會が意思を決定した場合には、その意思に服従するということは、これは民主政治下における國民の私は義務であらうと思ふのであります。従つて政府はそういう観点に立ちまして皆さん方の折角の御助力によりまして本案が通過いたしました。このようにしては、経営者、労働者、そういうような人のみならず、石炭関係者だけでなく、全國の民の協力によりましてこの法案を中心にして、石炭増産に邁進したい。そのために政府は十分の用意と決心と、覚悟を持っておるという工合に一つ御了解を願いたい、このように考えております。

○帆船計着 只今石炭炭業は、経営者と労働組合の皆さんの非常な御努力の下に進んでおりますが、併しそれにも増して非常なる國家的保護を受けておることは事実でございます。危機を突破するために、國の統制力並びに石炭炭業に對する助力を非常に強化する必要があることは、誰しも認めることである。そしてそれから又石炭炭業の持つてゐる社会的性格、公共的性格を何らかの形で明らかにして貰いたいということも、國民一般の希望であらうと存じます。こういうような点を考えまして、恐らく修正資本主義を主張される民主黨におきましては、五大産業の民主的な國家管理という項目が綱領にあるように私も拜見しております。そして同じく國家管理を主張しておられる社會黨との連立政権におきましてこの問題が当然日程に上ることになります。又この問題は單に日本だけではない、ヨーロッパにおきましても、又資本主義の殿堂と言われましたイギリスにおきましてもちつと強い形態において歴史の日程に幾つております。従いまして國家管理の問題は時代の課題であります。これにつきましても慎重な科学的検討は、そこらあたりをピラにありますが、國管即赤化といふような、馬鹿々々しい観点からでなくして、マッカーサー元帥の書簡

にもありますように、國民が慎重なる態度で、特に國會がこれをあらゆる角度から科学的に検討せねばならんと私は考えております。このような観点から考えますと、問題の点は二点ございします。一つは企業における経営協議會の問題、もう一つは石炭炭業管理の主体である、管理する主体の組織と能力の問題でございます。私は時間がございませぬから、この後者の問題につきましまして一言お尋ねしたいのであります。石炭炭業國家管理をします主体、その組織機構につきましまして局長、並びに地方の管理委員會のことが五十條前後に出ております。これを拜見しますと、中央の委員は三十名、地方の委員は四十二名でございます。そして從來の官僚行政の傳統からいいますと、現在まだ日本の官僚機構は少しも民主化されておられません。議會は出発したばかりでございます。官僚政治の傳統は牢固のものがございます。ここ数年に亘つて國民はこの官僚政治を人民の政治にしますために非常な努力を拂わなければならぬ。今過渡期であらうと觀察いたします。そういうような歴史的背景の下におきまして、管理委員會並びに石炭炭業管理機構というものが加えられ、そしてこれが民主的に運営されるような形になつておられません。名は國家管理と申しまして、実は官僚管理といふことになるのではなからうかと存じます。この問題につきましまして、労働双方から一致した一つの要望が發せられておるやうに私は觀察いたしております。従いまして當然この參議院の委員會におきまして、今後数次に亘りまして御検討が続くことと

存じますが、本日は大臣から、この管理委員會につきましまして、どういふふうにお考えか、私はこれがときよく集つた片手間の委員會であつてよいかどうか疑問としておりますし、その他その組織機構運営につきましまして、まだこの法案だけでは少しも分りません。この條項につきましましては俄かに賛成しかねるやうな印象を受けております。本日は先ず大臣の一般のお考の程を承りまして、審議の材料にさして頂きたいと思ひます。

○國務大臣水谷長三郎君 よく世情の一部に、この法案を官僚統制であるという御批評を聞くのでございます。私の考えるところによりますと官僚統制といふものは、これは戦争時分の官僚統制と世間の人はいうのであります。大體二つの要素があると思ふのであります。私はそれは一つは、軍部の背景があるということ、今一つは指導者原理によつてその統制が行われる、この二つが大體その戦争時分の官僚統制の特徴をなしておつたと思ふのであります。こんなことでも無茶でもやつていいという軍部の背景があること、ナチス張りの指導者原理によつて運営されるという二つの要素がある。この法案には殆ど一片と雖も影を認めさせておられないと私は確信しております。やうな次第でございます。例えば御指摘の石炭炭業の機構の一つでございますが、併し實質的にはこれまでの官僚機構とは似ても似つかない、實質的には民間機構といつてもいいのではないかとと思ひます。即ち法の上におきまして

も石炭局長は民間人でなくてはならぬといふことを謳つておりますし、更に又石炭炭業の過半数は民間人でなくてはならないと謳つております。而も私自身といひましては、この石炭局長といふものは商工大臣が選任することになつておりますが、私は運用の面におきまして、例えば九州なら九州の石炭局長といふ者は九州地方における経営者のいわゆる組織、それから労働者の組織、そういう方から共同推薦をして頂いて、労働双方から共同推薦をして頂いて、労働双方の行く人を選ば九州の石炭局長なら局長にして貰う。更に又石炭局長もそれに準じて貰う。労働双方、協議の上において教を決められまして、或いは経営者から何人、労働組合から何人、或いは技術者から何人、という工合にして行きたいと、こういうやうなことを考えておりました。形式は商工省の一つの機構でございますが、實質的には民間機構と毫も違ひのないものによつて行きたい、このように考えております。而もこのように實質的に民間機構にした、それと共に管理委員會、中央においては全國炭産管理委員會、地方におきましては地方炭産管理委員會とタイアップさせまして、お互いに長短相補わざして行きたい、こういうやうに考えております。恐らく帆船計着のお考えの底には、このいわゆる炭産管理委員會を單なる諮問機関にせず決裁機関にしなければこれは官僚統制になるのではないかといふやうなお考えが、潜在的にあるんじゃないかといふことを私は考えております。併しながら苟くも商工大臣が生産の責任者になりまして、國並びに國民に對して責任を負うとい

う場合におきまして、全國炭鉱管理委員会というものが決議機関にまでなりますと、責任の所在というものが極めて不明確になると思うのであります。私は責任のいわれる所在は飽くまでも單數の方がいいと思います。その單數が指導者原理に禍されずに民主的にやられるところに、私は本當の民主的な責任の所在があるのではないかと、このように考えております。いわゆる全國炭鉱管理委員会が憲法違反になるかどうかということは、私はまだ研究していませんのであります。いわゆる憲法上に規定された國務大臣の責任というものは、こういう全國炭鉱管理委員会というものを決議機関として舉げて円滑に遂行できるかどうかということとは相当考えなくちゃならぬのではないかと、このように考えております。こういうことを併せて考えますと、現在のもろ／＼の制約の下におきまして、非常に十分考慮された民主的な機構じやないかと、このように考えておるのであります。

○田村文吉君 二つのことを商工大臣にお尋ねしたいのであります。その一つは、只今の平岡委員の御質問に對しまして大臣から、國管にすればどうして石炭が余計出るかという答弁として、それならば國管にしなければならぬと答えておられるか、こういうことが答えられないと同じに答えてられない、こういうようなお言葉に承つたのであります。それで私はそれに対しては、昭和二十年の終戦の當時の一ヶ年の出炭量が二千二百三十三万トンでありまして昨年の出炭量が二千二百五十二万トンと相成つております。今年の四月から九月までの出炭量が二千二百

九十三万トンこれは九月の下旬のまあ推定でございますけれども、千二百九十三万トン、これを昨年の四月から九月までの同期に比べますと、二割七分六厘の増加に相成つておるのであります。そこで私は只今お話のような國管にすればどうして増えるかという答弁として、今までのままにして置いたのでは、どうして増えるか、こういう御質問に對して、現在の状況でさえも二割七分六厘増えておる、若しこの數字を以て推すことができるならば、今年度の出炭は二千八百五十万トンに相成るような計算が出て参るのであります。そこで若し明年度のこの率で累加して参りますならば、三千六百万トンの出炭が望み得る計算に相成るのであります。只今大臣の御説明では三千三百万トンを來年度は目標としておると仰せになるのであります。この増加率を以て参りますならば、現在のままでも來年度は三千六百万トンの石炭が出る、こういう計算が一應出て参るのであります。而も今年の上半期と申しましても、実は値段も後決めの状態で、炭鉱業者として余り望ましくないような状態に置かれたのであります。この中で、必ずしも業者としては一生懸命で努力された出炭量であるというところまで、價格の面からいっても参つておらないのであります。でありますから、若し今後在來のような後決めのような價格制度が改められまして、相當に引合ひ値段にしてやり、又労働者に對しても十分のお手当をして上げることでできるようなにいたして参りますれば、必ずしも國管にしないで、來年度は三千六百万トンという石炭が出るのだ、こういうことに一應この數字の

上から出て参るのであります。これに對して、こういうふうであるのに、なぜ國管にしなければならぬのか、こういうことを私は一應お尋ねいたして見たいのであります。而も國管にいたしますためには、大變な議論がありまして、只今も商工大臣からのお話で、若しできなかつたならば、労働者がサボタージュをやるかも知れないというやうな、こういうやうな私共聞きますると、さみしいやうな、又考え方にすればおとなしくないやうな考え方ではあります。これは、非常に遺憾に存するのであります。なぜこの自然に殖えておるこの増産を尙奨励してやるといふ方法でやつて行けないのか、これをどうしても國管にしなければならぬ理由はどこにあるか、こういうことを第一にお尋ねいたしたい。

第二番目に、とかく問題に相成りますことは、今度の國管案の中にあるます生産協議会に関する問題であります。これは在來の事業主において経営協議会とかいふやうなものでやつておるりするものを、生産協議会の名前で、而も大臣は、これによつて労働者の経営参加を法的に認める第一歩であるといふことを御強調に相成つておるのであります。この点は勞資共に、又國會としては最も考えて見なければならぬ、この際イキオロギーでなしに、冷静に判斷して参らなければならぬ点と考えるのであります。私はこの議論は別といたしまして、商工大臣にお尋ねいたしたのであります。この生産協議会的方式によりまして、いわゆる労働組合の経営参加といふことを認めることが、即ち能率を増進する所

以である、こういうことをお考えに相成りますならば、お尋ねいたしたいのであります。例えば日本における鐵道或は通信事業、こういう國家の経営してあります團體には多數の労働組合があるのではありませんか、これらの團體協約のこれは基準と將來なつて行くことを考へるものであります。單官業だけではない、民業にいたしまして、例えば今度指定炭鉱とならない、輕度の管理をなさる鉾山に對しても、やはり同じやうなものとしてこれが引用される、必ずやういふやうなものになつて行くだろうと考へるのであります。この間の鐵道或は通信等のものに對しても、こういう制度が段々考へられて行くといふことが正しいとお考へになつておられますか。もう一歩進んで大臣にお尋ねいたしたいのです。が、商工省にも職員組合といふものがあります。職員の組合が常に大臣或いは局長等の氣に入らない場合にはこれを拒否する、或は又商工省のこれからの行政に對して、常に炭鉱で職員組合と御相談をなさつておることが、果して能率を増進する所以であり社會秩序を維持する所以であり、又産業秩序を維持して行く所以であるとお考へになつておるのであります。この場合のお考へを伺いたい。こういうふうな前後二点に關する御答弁を承りたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 田村さんにお答えいたしますが、私は具體的に一々の山その他に對して數字を示すことはむづかしいんだが、比較して、どちらがどうなるか、或いは生産のカーブがどのくらい上がるか、そういうことまでも不可能であるといふことを、い

うたんじやないんですから、その点は一つ、予め御了承を願ひたいと思ひます。それで更に今田村議員の御質問でございまして、終戦後の増産の足取りを見られて、國管にやらなくとも、來年はこれだけになるじやないかという御議論は、これは一應御尤もですが、御案内のように、戦争の時分に五千万トン出まして、どかつと終戦の時に落ちたんです。滝が落ちるやうにどかつと不自然に落ちた、それが或る程度まで上つて行くのは、これは早いのです。併しながらその上り方を同じ生産のカーブで上つて行くといふことは、凡そ考へられないことである、このやうに考へております。更にさつき申しましたやうに、我々が五ヶ年計画を立てておる時のいわゆる現有設備の生産計画といふものは実に微々たるものであります。勿論我々はさきに出炭三千三百万トンといつたのに、カローリは五千六百といふことをいつておりますから、その点は一とお含みを願ひたいと思ひます。今あなたが三千六百万トンといふたときに、カローリは一体平均何カローリを指していふておられるか知りませんが、恐らく五千六百で三千六百の出炭があるとはいふておられないと私は思ふのであります。……

○田村文吉君 そのつもりで何つておるんです。○國務大臣(水谷長三郎君) そういうんですから、その点はなにして頂きたいと思ひます。従つて私はいわゆる國管をなぜやらなくてはならぬかといふことは、なぜそれが増産事業になるかといふことは、これまで本會議或いは委員會で述べて來た通りでありまして、更にその中において、具體的に數

字的にとこの山はどうだということをも
今いえといわれましても、それは無
理であるという意味のことをお答えし
たのであります。更に又國管ができれば
必然的に労働者の騒ぎが起るよう
いつたというのは、それは非常な誤解
であります。先の御質問の方に、
この法案が通れば資本家がサボをやつ
て、生産が減退になるんだ、なる
んじやないかという御質問に對しまし
て、私は、そういう考え方ならば、そ
れじやこの法案が通らなければ、労働
者の生産意欲の低下が起れば、それは
よけい悪い影響を與えるんじやないか
ということであつたのであります。さ
ら、その点は一つ両方とも仮定であ
ります。お尋ねになつた方が、この法案
が通れば資本家のサボが起るといふこ
とも、これは仮定だと思ひます。私は
必ずしもそういうようなことが起ると
は思ひておりません。國會が決定した
後は反對陣營が相変らず生産のサボを
やるというようなことは、現在の日本
經濟危機、それに対する我々國民の覺
悟の上から申しましても、そういうこ
とは起らんとおぼしめます。併しな
らば、我々も仮定として答へるといふ
意味でいうたのであります。その点
は誤解のないようにお願いしたいと思
ひます。

國管案が通れば資本家がサボるんじや
ないか、又この案が通らなかつたなら
ば労働者がサボる處があるというよ
うなふうに向へたのであります。あ
なたのお心持がさうでなければ結構な
んですが、若しそういうことを仰しや
つたということになりますと、これは
私なかく穩かでない問題だと考へま
すので、特に御質問申上げたのであり
ます。尙第二の問題は、いわゆる經濟
秩序を維持するといふ点から考へて行
つて、労働者の経営参加、こういうこ
とを御強調になつておられますが、こ
れは若しそんなことをお考へになる場合
には、鉄道、通信における労働組合と
の關係経営協議会或いは又官廳におけ
る協議会も皆もつと推すことが能率的
である、こういうふうにお考へであ
りますと、これはなかく一つ、炭
鉱の國家管理問題だけじゃなくて、非
常に關係するところが大きい、そこで、
大臣はこれについてどうお考へになつ
ておるか、こういうことなんでありま
す。

○國務大臣(水谷長三郎君) 先のいわ
ゆる資本家のサボ、労働者の生産意欲
の低下は、田村さんがさういふよう
な御深切なる立場から質問されたとい
ふことに對しては、私は感謝いたしま
す。それに対する私の氣持はさつき申
したような点でありますから、その点
はお含みを願ひたいと思ひます。
更にこの生産協議会によつて経営の
参加といふことをすると、外の又官公
の参加といふことになる、さういふこ
とが果して生産の能率の上に望ましい
ものかどうかという御質問だと思ひ
ますが、私はこれはいわゆる働

の経営の参加といふことは、經濟民主
化の一つの方向としてですね、これは
認めなくてはならぬのじやないかと思
ひます。ただこの経営参加の内容、程度
といふものは、それ／＼の産業、職場
の特殊性によりまして決まらねばなら
ない、私はやはりさういふ点でや
つて行く方が、紛争を平和的に解決し、
又生産能率を高める所以であらうと思
ひます。ただその石炭企業における生
産協議会としてですね、我々が考へて
おるこの内容がそのまゝ外の産業に行
くといふ工合に考へておりません。先
程繰返して申し上げましたように、
石炭企業においては、機械力二割五分
に對して労働力七割五分であつて、非
常に労働力の比重が多い、而も石炭
緊急増産をするためには、説明の場合
においても繰返して申述べましたこと
に、いわゆる労働力の振興といふこと
が非常に大きなものでありまして、こ
れは現段階における石炭企業の特

殊事情の下において、我々は生産協議会とい
う構想を考へたのでありまして、この
生産協議会の構想がそのまま何らの変
更なしに、外の産業、職場に振まつて
行くといふ場合には我々は考へており
ません。
○田村文吉君 今生産協議会の問題に
つきまして、これ以上議論に及ぶこと
をお尋ねすることは遠慮いたしたいと
考へますが、ただ私はこれに對して、
職員組合は、これは労働力百パーセン
トで働かなくなつておる仕事なんだ
であります。今度の國管案といふものが、
能率増進のためにお考へになつた組織
であるならば、この生産協議会といふ
ものも、その意図によつてできた生産
協議会である。さうすればあらゆる
官業であるところの労働組合との關係
も、さう行くべきだと結論がなつて來
る。そこで若し商工省の職員組合の諸
君が、商工大戸に向つて、さういふ團
体協約を作つて下さいと申し出た場合
に、商工大戸はこれをなさらないけれ
ばならない、お目になるんじやない
か、そこで私は、さういふ場合にどう
なさいますかと、さういふことを伺つ
たわけでありまして、さういふ商工省の
職員組合と、炭坑の生産協議会と全然
違ふのだ。さういふ工合に違ふかとい
ふことについてのはつきりしたお考へ
が、ありましたら伺ひたいと思ひます。
○國務大臣(水谷長三郎君) いわゆる
あゝい地下労働における炭坑労働者
と、さしていわゆる私的企業の経営者
との間に結ばれる團體協約と、そして
政府の官廳と、その下に働く官吏との
間に結ぶ團體協約は同じものであると
か、或いは同じものでなくてはならな
いといふことは、むづかしい説明を加
えなくても大体その御了解が願ひるの
ではないかと思ひます。
○田村文吉君 これ以上は議論になり
ますから、これで止めておきます。
○大畠農夫雄君 私は過日石炭炭坑
の一員といたしまして、現地に實地調
査に參つた者であります。大、中、小
の炭坑は齊しくこの石炭用資材と、
石炭企業資金の不足といふことを訴え
ておつたのであります。勿論この管理
問題につきましては、労働者の出炭意
欲、これはまあ別といたしまして、そ
れを抜けば、資材の優先配分と資金
の重点的処理、この二つに帰結するの
であります。さういたしまして、先ず
その資材の優先配分といふことも、
勿論資金に關連するのでありまして、

この資金の面でありまして、私達理
論の構成からいたしまして考へなけれ
ばならぬことは、資金の重点的処理と
いふことはさういふことであるか。つ
まり企業者の自己の計算においてなさ
れるようにする処理を重点的処理とす
るか。又は國家の補助、援助、國家の
責任において資金を與えるといふこと
が、重点的処理か。それをちよいとお
聴きたいのであります。
○國務大臣(水谷長三郎君) これは私
の説明の言葉でしたら、どの点をお尋
ねになつてゐるのですか、もう一度
……。
○大畠農夫雄君 つまり石炭企業資金
の重点的処理といふことです。これが
炭坑屋さんが自分の自己の計算におい
てなされずにするか。又は國家が全般
的に補助するか、或いは貸し付けるか、
さういふことなんでしょう。貸し付け
るか、補助するかといふことなんでしょう。
重点的に処理するといふことは。
○國務大臣(水谷長三郎君) 企業形態
が今度の國家管理法案においても、企
業形態が變更されないものだから、そ
の責任の歸屬といふものは、飽くまで
も企業にあるのであつて、國家がそれ
に只で金を貸すとか與えるとかいふ考
へは毛頭持つておりません。
○宿谷榮一君 數次の商工大臣の御答
弁で、今回の國家管理法案は、本法は
増産が根本的な目的であるといふこと
の御説明を伺つておるのであります
が、ここに我々先般來頂戴しております
管理案の法案の内容を見ております
と、要するにこれは組織機構だ
けの法律でありまして、全く物を増産
するといふ具体的内容がその中に盛
られていないような感じを抱いてゐる

のであります。一部生産協議会或いは管理委員会というものはありますが、これはもう、一つの機構組織に過ぎないのであつて、かくして増産をして行くのだというような内容を、かようなものを生産するという法律を定める場合には、この中にお加へになることが、我々も安心して協議ができるという感じを抱くのであります。こういう点がこの中から十分酌み取れない、実は感じがしたのであります。尙先程来お話をお伺つておりました、労働力が七五%の労働力に頼るということによりまして、労働者の生産的意欲というものの裏付けが何によつて出て来るか。又経営者の、これに應じてサボをせずに進んで行く利益というものがどういう所に含まれているか、單に國家管理になつたからというだけであつては、労働者の生産意欲が生じて来ないと思ひますが、現実の問題は、労働者の生産意欲、即ち働くことにおいての一つの樂しみと希望と熱意とにおいて、労働力の充實更生が生じて来る、かように我々は考へておるのであります。この中に、單に経営の中に参加するということだけであつて、労働者の生活の充實、生活の水準を上げて行くといううなことが、十分な御説明はまだ何つておられないのであります。この点を商工大臣のお考えを一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の御質問誠に御尤もで、この國家管理法は、いわば組織法でありまして、これの裏付けは、これまでの構想から申しますと、官業公團というもので裏付けをしようと思つておりましたが、これは諸般の事情によりまして、実現が不可能になりまして、そのあらましの構想は、前の委員会で述べたようなものでありまして、それを併せて一本としてお考えを願ひたいと、このように考へております。而してこの法案通過の際におきましては、マッカーサー元帥の書簡に示された六つのいわゆる政策をば、労資双方の協力によつてやつて行くということが、これ亦絶対要請とされておるのであります。かくして労資双方のいわゆる経営意欲、或いは勤勞意欲を振起せしめまして、今あなただの御質問になられた点をば実現さして行きたいと、このように考へておる次第であります。

○大屋三三君 私はこの本案の審議に當りまして果して、この法案通りやることで増産になるか、或いは從來の行き方にもろくの改正を加えて行つた方がよろしいかという点、それから又この法案の逐條乃至、この文句の使い方、あらゆる点に對して皆さんの質問を傾聴してゐるのでありますが、大臣も皆さんの質問でお疲れでしようから、最後にただ一点お伺ひしたいと思ふのであります。この質問は甚だ意地の悪い質問のようにお取りになつて貰つては困るのでありますが、大臣は先程來、責任は商工大臣が負うと、こういうことを仰しやられたのですが、成る程大臣結構であります。この法案を通過して見ますと、どこにもこの石炭局長なり、或いは石炭廳の長官なり、或いは大臣が責任を負うという明確なる規定がどこにも見当らない、即ちいつでも、或る種の法案を審議して、それが実施されて、これが悪法であつた場合、或いは地方の自治体において、市町村において、或る種の取り決めをして、それを実行に移した場合に、それが悪法であり、悪い施設であつた場合に、その損害を被る者は時に人民であり、時には会社であるというようなことがあるのであります。苟くもこの石炭の、最も重大なる問題に對しまして、我々がこの議院で審議いたしますにつきましては、ただ現政府がこの増産にこの方がなるなどと言つただけでは我々は満足できない、それをやつて見た結果が悪かつた場合に、誰が責任をとるか、その責任を商工大臣がとると仰しやられても、水谷さんはどういふ氣持でその責任をおとりになるか、このところを、甚だ私はあなたに悪い意味で質問するのではありませんから、一つフランクに、どういふつもりで責任をおとりになるか、そこを聴かせて頂きたい。

○國務大臣(水谷長三郎君) 大屋さんのやつは少し出発点に誤解があるのじやないかと思ひます。いわゆる全國炭鉱管理委員會を決議機關にするに現在憲法その他における國務大臣としての責任、いろいろの上から疑問があるという意味のことを言つたのです。さつき私の責任という言葉は、そこで、それはともかくといたしまして、國家管理をやるといふときには責任が國家にあることは、これは明らかなんです。原則といたしまして、國家管理をやつてそれがうまく行かなければ、責任は當然國家が負わなければならぬということとは、はつきりしておるのであります。それが、それでまだ言い足りないでしようか。

○大屋三三君 むつかしいでしような。

○委員長(稻垣平太郎君) それでは今日は商工大臣に対する御質疑はこの辺で打ち切りたいと思ひますが、如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稻垣平太郎君) それでは今日は質疑をこの程度で打ち切りたいと思ひます。有難うございました。

○委員(稲垣平太郎君) それでは先程開会当初申上げて置きました公聴会の件を續いて御意見を承りたいと思ふのであります。先程は衆議院と御一緒に合同でやることにしたかどうかという御意見と、參議院で別な立場で公聴会を開いたかどうかという御意見と二つあつたように存じておるものであります。この点御質疑をするために中止いたしました後に残したのであります。この点について皆さん方の御意見が承りたいと思ふのであります。

○宿谷一君 能率的に考えますと、衆議院と同調して衆議院の方で何うということになります。この法案は非常に重大な法案であります。我々としていたしまして、この審議を進めて行く上に万全の慎重な態度で審議を進めたいと思ふのであります。従つて參議院は獨自の立場から、又衆議院で選ばれた以外の方面の学者等も網羅いたしまして、一般輿論を聞くということも相当重視しなければならぬと存するものであります。従つて会期の許される限り、參議院は別個に公聴会を開くことを私は切に希望するわけであります。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○入交太蔵君 私も今の宿谷さんの御意見と同じわけであります。でき

れば衆議院と別にその方法なり、又会合いたしますメンバーなども變つたメンバーにいたしました。できれば獨自で參議院はいたしたいと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(稻垣平太郎君) 只今參議院は獨自の立場でやつたらどうかという御意見が相當出ておるようでありまして、それで取決ましてよろしゅうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稻垣平太郎君) 二つでないという意見がありました。……

○下條泰平君 私どもは時にも切迫しておりますから合併でやつたらどうかと思ひます。この場合一日ぐらひ公聴会の日数を延ばしまして、參議院の方の必要とするような角度からの意見を聴取することもできると思ひます。いずれにしてもこれから參議院が新たにやると言へば、衆議院よりも一週間ぐらひ遅れて来ると思ふので、いろいろな点で会期も切迫しておることになります。……

○委員(稲垣平太郎君) 中川さん、さつき御意見がありましたようでありまして……

○中川以良君 私は今の衆議院のお話はどの程度に進んでおるか知りませんが……

○委員長(稻垣平太郎君) 先程申上げたような程度に進んでおりました。

○中川以良君 こちらは一緒にいたしまして発言権を持ちまして、例えば呼ぶ人あたりの選択もただ衆議院に委してしまふのでは無理だ。參議院の希望

をしようと思つておりましたが、これ
れが悪法であつた場合、或いは地方の
意見と同じわけでありますが、でき
てしまふのは無理だ。参議院の希望

も十分採り入れられまして、そうして
合同に同調して行くならばいいと存じ
ます。然らざる以上はやはり單獨にこ
ちらで開くべきだろふと思ひます。
○委員長(稲垣平太郎君) 川上さん
うですか。
○川上嘉市君 中川さんと合してござ
います。別に大して意見はありませ
ん。
○宿谷榮一君 この公聴会は私は衆議
院とダブリまして廣く輿論の真相を
酌み取るということがこの本来の目的
になると思ひます。参議院が別の角度
から又別の人々を選んでやることは、
要するに幅廣く意見を聞くことができ
るという意味において、私はこちらが
別にやるということ主張するだけな
んであります。成るべくできるように
一つ御配慮をお願いしたいと思います。
○委員長(稲垣平太郎君) 如何でしょ
う、下條さんという御意見がありま
すから、皆さん成るべく御意見が一致
した方がよいと思ひますからどうでし
ようか。
○下條泰平君 結構であります。
○委員長(稲垣平太郎君) それでは皆
さんの御意見が参議院は独白でやると
いうこととありますから、参議院は参
議院として公聴会を開くということに
いたしたいと思ひます。
そこでどういふ人々を呼ぶかとい
う問題、それから日にちの問題、大体
日には先程衆議院の例で行きますと
と、まあ十五日で済むのじやないか
と思ひますが、衆議院が十三日から十
六日まで開くようであります、それ
に前後することに……これより少し遅
くなるかも知れませんが、その辺の日
にちですることにして、どう

いう人を呼ぶか、そういう辺の問題に
ついて御意見を承りたいと存じます。
○下條泰平君 昨日衆議院と同調する
か、或いは開く必要のないということ
を言つた委員は今日は余り見えており
ませんので、何ですが、この別個に開
くことに反対だつた意見の中の大部分
が特に審議を遅延させるための手段で
もあるかの如くに國民から誤解を受け
ることがないようにしようということ
を論議にしておる意見もあつたよう
でありますから、開くことになりましたら
は特に手続を早めまして衆議院と前後
して開かれるように、急速にお手配を
願ひたいと思ひます。
○委員長(稲垣平太郎君) 速記を止め
て。
(速記中止)
○委員長(稲垣平太郎君) 速記を始め
て。それでは公聴会日取、それからし
て口述人の数、並びにその選定につ
きましては委員長及び理事に御一任を願
ひまして差支ございませんか。
(賛成と呼ぶ者あり)
○委員長(稲垣平太郎君) それではさ
よう取計りたいと存じます。今日は
これで閉会いたします。
午後三時四十三分散会
出席者は左の通り。
委員長 稲垣平太郎君
理事 下條 泰平君
小林 英三君
川上 嘉市君
中川 以良君
委員 大島 農夫雄君
カニ 二郎彦君
清水 武夫君

荒井 八郎君	大屋 晋三君	平岡 市三君	堀 末治君	入交 太蔵君	林屋 龜次郎君	深川 榮左エ門君	小宮 山常吉君	佐伯 卯四郎君	宿谷 榮一君	田村 文吉君	藤井 丙午君	帆 計君	細川 嘉木君	佐々木 良作君
國務大臣	商工大臣	水谷 長三郎君	政府委員	商工政務次官	富吉 榮二君	石炭廳長官	菅 禮之助君	石炭廳次長	吉田 第二郎君	商工事務官	平井 富三郎君	(石炭廳管理局長)		

昭和二十二年十一月二十四日印刷

昭和二十二年十一月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局